

高度利用地区一覧

作成日:20250228

	種 類	面積 (ha)	建築物の容積率の最高 限度及び最低限度		建ぺい率の 最高限度	建築物の建 築面積の最 低 限 度 (㎡)	広場等の有 効な空地の 確保(㎡)	都市計画決定年月日		備 考
			最高限度	最低限度				当初	最終変更	
1	高度利用地区 (並木4丁目1街区)	約 0.3	45/10	20/10	7/10	200	——	S54.12.12 市告第228号	R1.6.25 市告第135号	ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号(準防火地域内にあるイ若しくはロは除く)又は第2号に該当する建築物にあっては1/10、同項第1号(準防火地域内にあるイ若しくはロは除く)及び第2号のいずれにも該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。
2	高度利用地区 (栄町3丁目第3工区B)	約 1.1	75/10	30/10	6/10	200	——	S59.3.9 市告第51号		
3	高度利用地区 (栄町3丁目第3工区C)	約 0.4	75/10	30/10	7/10	200	——	S59.3.9 市告第51号		
4	高度利用地区 (川口駅西口地区A)	約 2.6	45/10	20/10	7/10	200	——	S60.10.29 市告第293号		
5	高度利用地区 (川口駅西口地区B)	約 0.7	45/10	20/10	7/10	200	——	S60.10.29 市告第293号		
6	高度利用地区 (川口1丁目1番)	約 2.3	80/10	30/10	7/10	200	——	H3.12.17 市告第1427号		ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号(準防火地域内にあるイ若しくはロは除く)又は第2号に該当する建築物、又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては1/10を加えた数値とする。
7	高度利用地区 (川口第5工区北)	約 0.3	50/10	20/10	7/10	200	——	H5.3.24 市告第184号		
8	高度利用地区 (済生会川口総合病院)	約 0.2	30/10	20/10	7/10	200	——	H10.9.25 市告第557号		
		近商地域					——			
		約 0.8	30/10	20/10	5/10		——			
		二種住居								
9	高度利用地区 (本町4丁目)	約 0.9	50/10	20/10	7/10	200	——	H12.1.5 市告第6号		
10	高度利用地区 (川口工業総合病院)	約 0.8	35/10	20/10	5/10	200	約720	H21.1.15 市告第16号		
11	高度利用地区 (川口金山町12番)	約 1.1	35/10	20/10	5/10	200	約1,800	H22.3.23 市告第217号		

	種 類	面積 (ha)	建築物の容積率の最高 限度及び最低限度		建ぺい率の 最高限度	建築物の建 築面積の最 低 限 度 (㎡)	広場等の有 効な空地の 確保(㎡)	都市計画決定年月日		備 考
			最高限度	最低限度				当初	最終変更	
12	高度利用地区 (本庁舎地区A)	約 0.8	30/10	20/10	5/10	200	——	H28.11.17 市告第672号	R1.6.25 市告第135号	ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号(準防火地域内にあるイ若しくはロは除く)又は第2号に該当する建築物、又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては1/10を加えた数値とする。 また、一般に公開された空中歩廊等設置する場合は、当該部分に係る建築面積については、さらに、1/10を限度として建ぺい率の最高限度に加えた数値とする。
13	高度利用地区 (本庁舎地区B)	約 1.2	25/10	20/10	6/10	200	——	H28.11.17 市告第672号		
14	高度利用地区 (川口栄町3丁目銀座地区)	約 1.1	55/10	20/10	5/10	200	——	H29.5.1 市告第265号		
15	高度利用地区 (川口本町4丁目9番地区)	約 0.7	35/10	20/10	5/10	200	約700	R2.9.11 市告第632号	R7.2.28 市告第123号	ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号(準防火地域内にあるイ若しくはロは除く)又は第2号に該当する建築物、又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては1/10を加えた数値とする。
	合 計	約 15.3								

また、壁面の位置の制限については、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについてはこの限りではない。

なお、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度については、建築基準法第52条第14項第1号に該当する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りではない。